



答 申

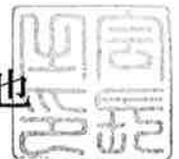
議会改革検討協議会において、検討協議を行った結果について
取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

平成30年12月11日

山口県議会議長 柳 居 俊 学 様

議会改革検討協議会

会長 林 哲 也



議会改革検討協議会では、平成29年6月の設置以降、都合10回の会合を開催し、議長及び各会派から提案がなされた45項目について、他県での実施状況等も参考にしながら、現状や課題等の整理、見直しの可否、考え方等について様々な検討・協議を重ねてきたところである。

このうち、平成30年4月に答申済みの「政務活動費制度の見直し」に関する項目を除く41項目について、以下のとおり検討結果を取りまとめた。

I 見直しを求める項目（7項目）

7 SNSによる情報発信

若い世代を含め、県議会に関する情報発信を広く進めていく観点から、従来のホームページに加えて、SNSによる情報発信に可能な範囲で取り組んでいくことが適当である。

8 議案内容のネット公開

11 議案・関連資料の公開

県議会に関する情報発信を広く進めていく観点から、執行部と調整の上、従来の提出議案一覧に加えて、議案の内容についても県議会ホームページ上で公開していくことが適当である。

18 山口県議会会議規則の改正（欠席の事例に看護又は介護を追加）

国において、仕事と介護の両立支援等のための法改正が行われたことに鑑み、家族の看護や介護により一時的に本会議を欠席せざるを得ない場合に備え、会議規則を改正し、本会議の欠席の事例に追加することが適当である。

20 質問時間遵守の徹底

議事運営に支障が出ないように、定められた質問時間の遵守を徹底することが適当である。

38 大規模災害発生時における議会对応指針等の作成

42 非常事態における議会の機能強化として、行動指針を作成する

大規模災害等の発生時は、執行部においてしっかりと対応される中で、議会としても危機感をもって対応するため、必要な初動対応に絞って対応指針を策定することが適当である。

なお、本協議会において取りまとめた案は【別添】のとおりである。

Ⅱ 現時点は現行どおりとするが、今後の状況に応じて検討等が必要な項目 (3項目)

5 議会のバリアフリー化（テレビ放映にテロップ、手話や要約筆記）

テレビ放送への発言内容のテロップ挿入は、テレビ放送までの編集期間が一定期間必要であることやコストの課題があり、現時点においては現行どおりとすることが適当である。

なお、執行部において手話の普及拡大や、手話言語条例の検討が進められる予定であることから、県の対応を注視することが必要である。

39 各種議会資料、連絡事項等のネット配信

機器等導入経費の問題や、議員によって情報通信技術の活用実態等が大きく異なることから、当面は、現行どおりとすることが適当である。

なお、ペーパーレス化は議会としても重要な課題であることから、今後、対応方策について、幅広い観点から具体的に検討していく必要がある。

40 配布資料のミニマム化（同じ資料の重複配布を避ける）

資料によっては十分な周知が必要なものもあり、一律にルール化することは馴染まないことから、現行どおりとすることが適当であるが、可能な限り重複配布のないように努めることが適当である。

Ⅲ 「現行どおり」とする項目（16項目）

9 中・高校生への関心度の向上（議員による出前授業）

出前授業については、議員派遣のルールなど、公平性や中立性の点で課題が多いことから、現行どおり実施しないとするのが適当である。

10 本会議のインターネット中継に加え、過去の質問分のネット配信の追加

本会議の会議録が平成8年まで遡って閲覧可能であることから、本会議の録画映像については、現行どおり過去4年分の配信とするのが適当である。

13 常任委員会の行政視察結果の報告と公開（各委員自身による報告）

常任委員会による視察の概要は、県議会ホームページにおいて常任委員会ごとに公開しており、現行どおりとするのが適当である。

15 議会報告会の開催

議会報告会の開催に当たっては、公平性や中立性の点で課題が多いこと、また、各議員が独自に実施している県政報告会等を通じて、住民の声を酌み取り、議会や県政への関心を高めることは可能であることから、現行どおり開催しないとするのが適当である。

21 議長・副議長選挙の見直し（議長を辞職した議員への投票制限等）

議長及び副議長の辞職と選挙については、地方自治法上は別々の行為であり、辞職や議長選挙等の制限はできないことから、現行どおりとするのが適当である。

22 傍聴人への資料配布（質問議員が議場配布する資料の傍聴人への配付）

議場配布資料は、インターネット中継や会議録の視聴者や閲覧者に内容が分からないことから、配付資料に依存しない、分かりやすい議論を基本とする現行の取扱いとするのが適当である。

23 質問質疑実施要綱・同細則の見直し（請願は一部一致しないことも可とする）

29 質問質疑実施要綱について（代表質問ができる会派の要件の明確化、見直し）

質問質疑実施要綱において、代表質問ができるのは、表決に当たり意思表示が一致している会派と明確に記載されており、請願についてのみ例外とするのは適当ではない。

また、質問質疑実施要綱において、代表質問ができる会派の要件は明確にされており、見直しの理由もないことから、現行どおりとするのが適当である。

27 傍聴申し込み書への住所、氏名記載の廃止

住所、氏名の記載は、県議会傍聴規則に基づき、議会の秩序を維持することが目的であり、現行どおりとすることが適当である。

28 多くの議員が質問できるよう、会議時間をフル活用して一日の質問者数を多くする

一般質問の登壇者をどのようにするかについては、定められた人数の範囲内で各会派において判断されることであり、現行どおりとすることが適当である。

30 常任委員会への出席職員の削減

参与員以外の職員の出席については、常任委員会の審査内容等を踏まえて最小限とすべきであるが、最終的には、現行どおり、執行部において判断されることである。

31 常任委員会での議員間討議の実施

現行においても常任委員会での議員間討議は実施可能であり、各常任委員会において、必要に応じ実施することが適当である。

32 議案・関連資料の議会運営委員会での配布

議案等は現在でも、議会からの要請により、招集日より前倒しで配布されており、現行どおりとすることが適当である。

なお、協議の過程においては、執行部から常任委員会に提出予定の資料も、可能な限り事前に配布して欲しいとの意見が出されたが、現行どおりでよいとする意見が大勢を占め、協議会として上記の結論に至った。

41 議会モニター制度の導入

議員活動等を通じて住民の意見を汲み取ることは可能であり、現行どおり議会モニター制度は導入しないとすることが適当である。

43 過去の議員提案で制定した条例の検証（執行部による条例の成果報告書作成）

過去に制定された条例の検証は、本会議での質問や常任委員会をはじめ、様々な機会を通じて可能であることから、現行どおりとすることが適当である。

44 議会への対応は、知事部局と同様にする（冷暖房、クールビス対応）

冷暖房等については、議会棟において議員活動が円滑にできるよう、現行どおり臨機応変に対応することが適当である。

IV 過去の議会改革検討協議会において検討・見直し等を行い、その後において大きな事情変更がないことから、「現行を維持」とした項目(15項目)

12 議案・意見書・請願に対する議員個人別の賛否の公表

平成27年1月の議会改革検討協議会の答申を踏まえ、議案等に関する賛否は会派別に公開されている。議案等に対する議員ごとの賛否は、現状でも把握可能であること、また、県議会は会派制をとっていることから、現行どおりとすることが適当である。

19 一般質問時間の平準化(時間制限、回数制限の導入)

平成25年3月の議会改革検討協議会の答申を踏まえ、一般質問時間の議員間の均衡を図る観点から、平成25年6月定例会以降、質問時間の見直しが行われている。見直し後においても、代表質問ができる会派とできない会派で、議員一人当たりの一般質問可能時間に格差がある点は課題ではあるが、当面は現行どおりとすることが適当である。

24 本会議での一問一答方式の導入

平成25年3月の議会改革検討協議会の答申においても、一問一答方式は、本会議の運営や議場改修などの課題が多いことから一括質問方式を維持することが適当とされており、現在もその状況に変わりはないことから、現行どおりとすることが適当である。

25 本会議での質問時間の充実(以前の質問時間に戻すこと)

平成25年3月の議会改革検討協議会の答申を踏まえ、一般質問時間の議員間の均衡を図る観点から、平成25年6月定例会以降、質問時間の見直しが行われている。見直し後においても格差は生じており、現行どおりとすることが適当である。

26 議員提案の意見書は全会一致を原則とする

平成25年3月の議会改革検討協議会の答申を踏まえ、平成25年6月定例会から意見書・決議の全会一致ルールを見直し、多数決での議決としている。現在も、国への適時の意見具申が必要という状況に変わりはないことから、現行どおりとすることが適当である。

35 特別委員会の定数のあり方（一人会派から1人の委員選出）

37 特別委員会の委員構成（一人会派から1人の委員選出）

特別委員会の委員は、委員会条例に基づき各会派の所属議員数の比率で割り当てることになっているが、平成27年1月の議会改革検討協議会の答申においても、割り当てを受けない少数会派から希望があれば、各会派間で調整するという申し合わせにより対応することが適当とされた。現在も、こうした対応は可能であり、現行どおりとすることが適当である。

なお、協議の過程においては、少数会派からも委員として参加できるようにして欲しいとの意見もあったが、現行どおりが適当とする意見が大勢を占め、協議会として上記の結論に至った。

6 常任委員会のネット中継及び会議録の早急なHPへのアップ

14 議会だよりの発行

16 一般質問のテレビ中継について

17 議会のインターネット中継について

33 「議会への住民参加」を進めるため、請願者の説明機会の保障をする

34 常任委員会の傍聴を「原則自由公開」にする

36 請願・意見書などを提出した際に、当事者から希望があれば発言の機会を確保すること

45 議会基本条例の制定を目指す

平成27年7月に設置された議会改革検討協議会において検討・協議され、平成29年3月に答申された内容と同様の検討項目であり、その後において大きな事情変更がないことから、現行どおりとすることが適当である。

大規模災害発生時における議会の対応指針(案)

山口県議会

1 本指針の目的

本指針は、県内において大雨や地震等により大規模な災害が発生した場合に、議会の対応及び議員の行動を迅速かつ適切に行うため、基本原則を定めるものである。

2 本指針の対象

本指針は、県内において大雨や地震等により大規模な災害が発生し、執行部において災害対策本部が設置、又は、これに準じた対応がなされた場合を対象とする。

(執行部における具体的な災害対策本部の設置基準)

- ① 大雨や洪水などの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき
- ② 気象等に関する特別警報が発表されたとき
- ③ 気象情報等の有無に関わらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等から必要と認めるとき
- ④ 震度5弱以上の地震が発生したとき
- ⑤ 大津波警報が発表され、数市町の地域について相当な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき

3 大規模災害発生時の議会の対応及び議員の行動について

(1) 災害対応における基本的な考え方

議会は、議事・議決機関としての役割が基本であり、大規模災害発生時においても、その機能の維持に努めるものとする。

また、災害対策本部（執行部）が迅速かつ円滑な災害復旧活動に専念できるよう、議長を中心として、側面から必要な支援、協力を行うものとする。

(2) 県内で災害が発生した場合の対応について

県内で大規模災害が発生した場合、基本的な議会の対応及び議員の行動は、次のとおりとする。

① 議会（議長）の対応について

ア 議長は、全議員（特に被災地域選出の議員）の安否情報の収集を行うとともに、執行部と連携のもと、被災状況等の把握・分析に努める。

イ 議長は、収集した災害に関する情報を議員に提供する。

ウ 議長は、執行部と連携して、必要に応じて国や関係機関に対し、早期復旧に向けた緊急要望活動を行う。

エ 今後の議案審査等に備え、被災状況や被災地住民の要望等を把握するため、必要に応じて所管委員会による現地調査を行う。

② 議員の行動について

ア 議員は、速やかに自らの安否を議会事務局に連絡するとともに、議員自身が被災した場合には、その被災状況等を併せて報告する。

イ 議員は、招集等に速やかに対応できるよう、その居場所又は連絡場所を明らかにし、議会事務局との連絡体制を確立する。

ウ 議員は、自身の身の安全確保を行った上、率先避難を前提に、地域の一人として、被災者の安全確保や避難誘導等の支援活動に協力するよう努める。

なお、議会としての活動（本会議、委員会における活動等）がある場合は、これを優先する。

エ 議員は、災害対策本部（執行部）との協議・調整を必要とする場合は、災害対応活動に支障が生じないように、議会事務局を通じて協議し対応するものとする。

③ 議会事務局の対応について

ア 全議員（特に被災地域選出の議員）の安否情報の収集を行い、議長に報告する。

イ 災害対策本部が設置され、本部会議が開催された場合、執行部と連携のもと、その会議の概要等について、全議員に情報提供を行う。

ウ 議会棟で災害が発生した場合、登庁している議員やその他来庁者の避難先への誘導を行う。

エ その他、別に定める「災害時における議会事務局の対応について」により対応する。

(3) 本会議中に災害が発生した場合の議会運営等について

- ① 本会議開会中に大規模災害発生 of 報告を受けた場合、議長は、直ちに、「暫時休憩」を宣告し、議員は、各会派控室において待機する。
- ② 議長は、執行部と連携のもと、被災状況等の把握・分析を行うとともに、今後の本会議の運営（議事の継続又は延会、若しくは会期延長）について、協議・調整を行う。
- ③ 議会運営委員会において、今後の本会議の運営について対応を協議し、その後、議長は本会議を再開の上、対応を決定する。

(4) 本会議中に議会棟で災害が発生した場合の避難行動等について

- ① 本会議開会中に議場で大きな地震の揺れを感知したとき、又は議会棟が被災するおそれがある旨の報告を受けた場合、議長は、直ちに、「暫時休憩」を宣告するとともに、議員等の避難行動について指示をする。（地震の場合、揺れが収まるまでその場で一旦待機）
- ② 議員は、議長の指示に従い、速やかに、避難先（各会派控室、又は旧県会議事堂前駐車場等）に移動し待機する。
- ③ 事務局は、傍聴人等を避難先へ誘導する。
- ④ 事務局は、議会棟の被災状況並びに議場及び議会運営委員会室の使用の可否を確認し、議長に報告する。

なお、議場及び議会運営委員会室が使用できない場合は、代替の会場を確保する。

※ その後の議会運営等については、上記(3) ②、③と同様